

法第3条第7項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。  
図面は、方位がわかるように記入してください。

	注意点	チェック欄
1 周辺地図	事業所の周辺状況が分かるもの。	
2 地番の一覧表	土地の形質の変更範囲に含まれるすべての地番及び土地所有者を一覧表に示す。	
3 平面図、立面図、断面図（規則第21条の2第2項）	<p><b>【平面図】</b> 形質変更する範囲を示し、掘削範囲と盛土範囲を区別して示す。また、土地の形質の変更する範囲全体の面積と掘削範囲及び盛土範囲の面積を記載する。</p> <p><b>【立面図、断面図】</b> 最大掘削深度を示す。</p>	
4 公図※の写し	土地の形質の変更を行う範囲を示す。 (必要に応じて合わせ公図を作成する。)	
5 登記事項証明書※の写し	土地の形質の変更を行うすべての地番に係る登記事項証明書を添付する。	
6 <b>【土地所有者が複数人の場合】</b> 土地の形質の変更の実施について土地の所有者等の同意があることを証する書類	形質変更範囲に含まれるすべての土地の所有者（届出者を除く。）の同意書が必要。	

※登記事項証明書、公図の取得について・・・法務局で取得することができます。  
オンラインによる交付申請を行うことでも取得可能です。

○横浜地方法務局川崎支局  
住所：川崎市川崎区宮前町12-11川崎法務総合庁舎  
電話：044-244-4166

○横浜地方法務局麻生出張所  
住所：川崎市麻生区上麻生1丁目3-14川崎西合同庁舎  
電話：044-955-2222